

大洗町三世代同居・近居 住宅増改築・リフォーム助成金

大洗町では、子育て世代と高齢者が三世代同居または近居するために
住宅を増改築・リフォームする際に、支援しています♪

定額 25万円 助成!!

★助成対象者

- (1) 親世帯又は子世帯の一方が、町内に1年以上居住していること。
- (2) 親世帯又は子世帯の一方が、町外に1年以上居住し、令和6年4月1日以降本町に転入すること。
- (3) 親世帯又は子世帯のどちらかに孫が居住していること。
- (4) 住宅の増改築・リフォーム完了の日が、令和6年4月1日以降であること。
- (5) 三世代家族の構成員に町税及び国民健康保険税の滞納がないこと。

★助成対象経費

増改築・リフォームに要する経費から消費税及び地方消費税を控除した額が50万円以上の工事費用に限る。

★助成金額

25万円

★申請に必要な書類

- (1) 大洗町三世代同居・近居住宅増改築・リフォーム支援事業助成金交付申請書(様式第1号)
 - (2) 大洗町三世代同居・近居住宅増改築・リフォーム支援事業助成世帯概要(様式第2号)
 - (3) 三世代同居又は近居をする住宅の位置図
 - (4) 平面図、立面図等住宅の内容が確認できる書類
 - (5) 工事請負契約書の写し
 - (6) 施工前及び施工後の状態が確認できる写真
 - (7) 親、子及び孫の関係を証明できる戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)
 - (8) 転入者が1年以上継続して町外に居住していたことを証明できる戸籍の附票又は住民票除票の写し
 - (9) 三世代同居等をする世帯全員の住民票
 - (10) 孫が出生後に三世代同居等をする予定の胎児である場合は、母子健康手帳の写し又は出産予定であることを確認できる書類
 - (11) 三世代同居等をする世帯全員の町税等の滞納がないことを明らかにする完納証明書
 - (12) 大洗町三世代同居・近居住宅増改築・リフォーム助成金に係る個人情報確認同意書(様式第3号)
 - (13) その他町長が必要と認める書類
- ※(12)の書類を提出する場合は、(9)および(11)の書類の添付を省略することができる場合があります。



【お問合せ】

大洗町 まちづくり推進課
茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881-275
TEL: 029-267-5109(直通)
FAX: 029-266-3084
E-MAIL: machidukuri2@town.oarai.lg.jp

